

薬剤の使用および管理について

グループ森林内における薬剤の使用は極力避けるべきであるが、やむを得ず使用を検討する場合は下記の点に十分留意する。

- ◆ 環境に対する影響を事前に調査する。
- ◆ 別紙1「F S C禁止薬剤リスト」によりF S C禁止薬剤に該当しないかを確認する。
- ◆ 環境に対する影響が大きい場合、禁止薬剤に該当する場合は使用を取り止める。
- ◆ 環境に対する影響が容認できる範囲内の場合、禁止薬剤に該当しない場合でも、使用方法および管理には細心の注意を払う。
- ◆ やむを得ず禁止薬剤を使用する場合は、別紙1「F S C禁止薬剤リスト」に必要事項を記入の上、事前に認証機関に届け出をし承認を得る。
- ◆ 使用薬剤は施錠できる施設内で保管し、別紙2「使用薬剤数量管理表」により数量の管理を行う。